

# 赤穂市障がい者福祉長期計画にかかる 団体・事業所アンケート（ヒアリング）結果（概要版）

## 目次

(1) 調査の実施にあたって .....	2
1. 実施の目的 .....	2
2. 調査の実施 .....	2
3. 調査の回答 .....	2
(2) 調査の結果 .....	3
1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて .....	3
①活動にあたっての問題点など .....	3
②障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）について（今後、3年程度の事業拡大） .....	4
2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、現在の状況や問題点・課題、必要な支援 ..	5
①相談支援体制について .....	5
②障害福祉サービスについて .....	7
③在宅生活を続けるために必要なサービスについて .....	10
④保健・医療について .....	11
⑤教育について .....	13
⑥療育について .....	14
⑦就労について .....	15
⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について .....	16
⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について .....	17
⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて .....	18
⑪コミュニケーションの支援、情報のアクセシビリティについて .....	19
⑫緊急時の支援について .....	19
⑬災害時の支援について .....	20
⑭差別の解消、権利擁護について .....	21
⑮防犯、消費者トラブルについて .....	21
⑯公共施設等のバリアフリー化について .....	22
⑰選挙について .....	23
3. 「地域共生社会」の実現に地域住民が「我が事」として取り組む仕組み .....	23
4. 地域移行を進めるために必要な支援 .....	24
5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を .....	26
6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたらご記入ください。 ..	27

## (1) 調査の実施にあたって

### 1. 実施の目的

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の策定にあたり、障がい者団体・事業所等における活動状況や、本市の障がい者施策に対する意見をうかがい、今後の障がい福祉施策の推進に活かすため、本調査を実施しました。

### 2. 調査の実施

団体アンケートの実施にあたり、市内で活動する団体や事業所等にアンケート調査を配布し、回収を行いました。

また、アンケートの際のヒアリング希望をうかがい、希望された団体・事業所については、後日直接ヒアリングによる調査（聞き取り調査）を行いました。

### 3. 調査の回答

アンケートに回答いただいた団体及び事業所は合計 47 件で、そのうち希望された 11 団体・事業所にヒアリングを実施しました。

#### 【回答団体・事業所】

1	赤穂市身体障害者福祉協会	25	赤穂市社会福祉協議会居宅支援事業所
2	赤穂市手をつなぐ育成会	26	フロンティア
3	肢体不自由児(者)父母の会	27	愛心園
4	重症心身障害児(者)の会 スマイル	28	相談支援事業所こんぱす
5	赤穂断酒新生会	29	アトム
6	スノードロップ	30	ワーキング西播磨作業所
7	赤穂精華園相談支援事業所	31	児童発達支援事業所ふうり／GENKI-KIDS 風音
8	赤穂精華園成人寮	32	ピアサポート兵庫
9	赤穂精華園児童寮	33	赤穂市立さくら園
10	赤穂精華園授産寮	34	赤穂市児童発達支援事業あしたば園
11	赤穂精華園放課後等デイサービスセンター	35	赤穂仁泉病院(ワーカー室)
12	赤穂精華園共同生活援助事業所	36	赤穂特別支援学校
13	赤穂精華園有年事業所	37	赤穂健康福祉事務所地域保健課
14	相談支援事業所さんぼみち	38	龍野公共職業安定所赤穂出張所
15	就労支援センターSORA	39	西播磨障害者就業・生活支援センター
16	涼風荘	40	教育委員会指導課
17	生活介護事業所はくほう	41	教育委員会子ども育成課
18	就労継続A型施設はくほう	42	教育委員会青少年育成センター
19	伯鳳会在宅ケアセンター	43	社会福祉課 いきがい福祉係
20	みのり赤穂／みのり大地	44	社会福祉課 いきがい福祉係 保護担当
21	ぶくぶくほ一む	45	子育て健康課
22	てくてく	46	保健センター
23	わかば園	47	地域包括支援センター
24	げんぶ		

## (2) 調査の結果

### 1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて

#### ①活動にあたっての問題点など

活動にあたっての問題として、障がい者団体・事業所ともに「人材が不足している」と答えたところが多く、特に事業所で職員が不足しているところが多くみられました。

また、事業所においては、利用者の増加や利用者のニーズが多様化しているなど、様々な理由から職員不足のみならず部屋が狭くなってきた、拡大にも費用がかかるなどの理由による「設備の拡大」、サービス内容や作業内容等の「サービスの提供内容」について、課題を抱えるところが多くみられました。

#### 【団体関係】

- 人数の確保が難しい、高齢化が進んでいる【2件】
- 仕事などで、会員の活動の参加が少なくなっている
- 役員の成り手が少なくなっている

#### 【事業所関係】

- 職員不足（専門職員、送迎要員、支援員も不足、職員の高齢化）【16件】
- 設備面での不備（整備にお金がかかる、部屋が狭くなってきている）【8件】
- 利用希望者が増えている、定員を増やしたいが厳しい、利用者が多く十分な支援が行き届きにくい【5件】
- 受託作業の費用が低い（低賃金になってしまう、収益の上がる仕事の確保、新規作業の開拓が難しい）【5件】
- 相談件数が増えている、相談内容が多様化（障害の多様化、家庭環境の多様化）している、関係機関の連携強化が必要【4件】
- 職員のスキルアップ、専門性が求められる（スキルアップ、専門性の活かし方）【3件】
- 支援困難な利用者が多い、相談員のストレスになることも【3件】
- 作業内容（施設での過ごし方）に課題がある（利用者のニーズが多様で、すべての人のニーズが満たせない、いろんな障がいの人がいる）【3件】
- 利用者の高齢化・重度化【2件】
- 利用者、年齢、能力差の幅が広い【2件】
- 地域行事への参加がうすくなっている
- 就労支援は利用者の確保が難しい
- 作業提供が難しい
- 障害福祉サービスの利用者は少ない
- 事業運営を相談できるところがない
- 地域移行を進めるためには地域の受け皿が十分でない
- A型・B型の事業所が増えているが、一般就労希望者が減っている

②障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）について（今後、3年程度の事業拡大）

障害福祉サービスの新たな展開について、生活介護や就労継続支援A型・B型、グループホームなどで一部事業の拡大の意向があります。しかし、定員枠や時期が未定のところもみられます。

提供サービス	拡大サービス名	現在の定員	提供予定	時期
就労移行支援、就労継続支援B型	就労継続支援B型	20	25	未定
居宅介護	居宅介護	8	20	未定
重度訪問介護	重度訪問介護	1		未定
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	集団活動以外に年齢で部屋を分ける。		3年後位
生活介護、就労継続支援B型	共同生活援助		8	平成32年
生活介護、就労継続支援B型	指定特定相談支援		未定	平成32年
就労継続支援A型	就労継続支援A型	15	20	平成29年度内
居宅介護、同行援護、重度訪問介護、移動支援、訪問入浴	指定特定相談支援	0	80	平成30年4月
生活介護、施設入所支援、共同生活援助、相談支援	共同生活援助	19	プラス6	平成30年4月
就労継続支援B型	就労継続支援B型	20	20	作業スペースを拡大することができれば定員増も検討する。
就労継続支援B型	生活介護	10	20	未定

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

①相談支援体制について（福祉、医療、雇用、教育など、様々な分野における相談について）

「相談支援事業所、サービス等利用計画関係」に対する意見として、相談窓口や事業所における「連携が重要」という意見が多く、事業所が少ないという意見が出ています。そのほか、サービス等利用計画に差があることや質の問題、利用者が増えたことにより体制が十分に整えられないなどの意見が出ています。

「子どもの相談」に対する意見としては、障がいを受け入れられない人（親）がいるという意見が多く、具体的にはわからないように隠れて相談に来る人や、相談にすらいかない人、障がいがあっても伝えにくいなど、障がい受容に対する意見が出ています。そのほか、障がいの診断が出る前の相談や、わかったときの療育・介入、親への支援（相談）について意見が出ています。

「相談全般」に対する意見としては、「相談窓口を知らない、わからない」という意見が多く、そのほか、年齢に関わらず一貫した相談体制が重要、一人の支援者が一貫して関わるのではなく、複数人での共有の必要性、支援マップの見直しや配布方法についてなど、様々な意見が出ています。

相談に関する意見は多種多様で、意見も多く、団体・事業所における関心が高い分野と考えられます。

【相談支援事業所、サービス利用計画関係】

- 相談窓口、事業所の連携が重要（連携が難しい。それぞれの機関の特性を知ることも重要。切れ目ない支援のためにも連携）【6件】
- 市内の相談事業所が少ない（事業所がかかる量が増える一方、職員が不足している）【3件】
- 事業所によってサービス等利用計画に差がある
- サービス等利用計画のモニタリングの回数を減らしてもよいのでは
- 障がい特性に配慮した支援
- サービスの仕組みや内容について、知らない（理解していない）機関がある
- 施設の職員がいろんな相談に応じている
- 利用者の高齢化に伴い、健康に関する相談が必要
- 親亡き後の相談援助が必要（サービス利用方法、財産管理、住宅問題など）
- 相談体制は整ってきているが、質はどうなのか。（忙しい人が多く、十分に接することができるのか）
- サービスの利用に関する相談は多いが、十分なキャパがない
- 相談支援事業所のみでは体制が整えられない
- どこまで相談支援事業所に相談してよいか、わからない時がある
- マンパワーを増やす必要がある（報酬単価の増加も重要）

【子どもの相談】

- 障がいを受け入れられない人（親）がいる（隠れて相談にくる。伝えるのが難しい。「障がい」に抵抗があり、相談にいかない。親へのアプローチが難しい）【5件】

- 障がいの診断が出る前に相談できる場があればよい
- 障がいがあったときに療育につなげる仕組みづくり
- 保育士、教師、家族が障がい特性を知り、適切な対応ができるための研修の実施
- 保健センターがどう介入できるか
- 親が障がいに気づかない場合がある
- ニーズに応じた稼働と、役割をわかったうえで事業展開してくれる事業所があれば
- 親に対する相談支援も重要
- 相談に行くまでのハードルが高い
- 発達検査に時間がかかる。そのため、タイムリーに支援が届かない

#### 【相談全般】

- 相談窓口を知らない、わかりにくい（相談窓口がたくさんありどこに相談したらよいかわからない。支援が多分野にわたるため一つの窓口で対応できないところもある。地域に戻ったときの相談。）支援につながらないまま過ごしている人もいる。）【5件】
- 障がいに対する理解（行政による啓発）【2件】
- 赤穂市の相談は適切に行われている、連携ができています【2件】
- サービス受給の更新は区分6であっても1年に1度は必要か？
- 個人情報保護の問題から連携が不十分となることもある
- 包括的（全体的）な相談がまだできていないのでは
- 生きにくさを相談できる場
- 地域包括支援センターの知名度が低い
- 学齢期、ライフステージでなく一貫して相談できるところが理想
- 支援者が一人（一貫して相談を受ける）というのも必ずしもよいとは言えない。いろんな人が関われ共有するのが大事
- 年代に応じた相談場所
- 支援マップを見直してほしい（内容も）、情報の配布場所を増やしてほしい、配布方法も考えてほしい
- 事業所に関わる情報を定期的に更新してほしい
- 福祉サービスを知っていれば安心して働ける親も出てくる
- 障がいのある人のニーズをいかにくみ取るかが大事
- 一般就労に向けた相談が必要だが、それに向けた支援をする部署がしっかりと機能していない
- ハローワークによる事後フォローがない
- 就労したいというときに相談できる場所
- 就労促進に向けた目標を設定したほうがよい

②障害福祉サービスについて（不足しているサービス、子ども・成人・高齢者など、各ライフステージに応じて必要と思われるサービスなどについて）

### ■子どものサービス

子どもに関するサービスについて、「預かり」に関するサービスの希望が多く、具体的には日中一時支援やショートステイ、放課後等デイサービスに対する希望が多くなっていますが、内容としては休日や長期の休み、放課後等での預かりを求めるものが多くなっています。また、療育や訓練など、サービス提供内容に対する意見が出ています。

障害福祉サービス以外では、他人と関わる機会や、成長や障がいの内容に応じた支援、専門職員の確保、学校を選ぶ際の相談、保護者の支援など、様々な支援が求められています。

#### 【児童に関する障害福祉サービス関係】

- 日中一時支援【5件】
- ショートステイ（休日、夏季・冬季の預かり）【4件】
- 放課後等デイサービスが足りない。（数が足りない、時間が短い）【3件】
- 病気、急な用の時に預けられる場がほしい【2件】
- 相談支援事業所が不足している【2件】
- サービスの周知が必要【2件】
- 放課後等デイサービスの提供内容を充実してほしい（作業療法の内容、音楽・スポーツの導入）
- 卒業後のグループホーム
- 働く親が増えるとサービス希望が増える
- 教育との連携
- 保育所等訪問支援の充実
- 医療依存度の高い児童のレスパイト受け入れ先
- 医療依存度の高い児童の卒業後の受け入れ先

#### 【障害福祉サービス以外】

- 幼稚園・小学校を選ぶ時の相談窓口【2件】
- バリアフリー
- 家族も含め他人と関わる場所・機会、相談支援、学習の機会（気軽に参加できる）
- 子ども一人ひとりの立場（成長）に応じた支援
- 地元での保育
- どこで躓いているかをみられる先生
- 県外の病院に行っている人もいる
- 避難所での対応
- 専門的なケア（心理・移行支援）のための人材不足
- 性教育
- 虐待の増加
- 保護者への支援

## ■成人のサービス

成人のサービスでは、グループホーム、短期入所、居宅介護を求める声が多く、理由としてはどれも不足しているという意見が多く、そのほかにも障がいの種類・特性にあったもの、休日や夜間など、中身に対する要望も出ています。

障害福祉サービス以外では、入浴や余暇に関する支援など、様々な意見が出ています。

### 【障害福祉サービス関係】

- グループホーム（新設には難しい課題がある。生活の場の確保。障がい特性に合わせたもの。）  
【4件】
- 短期入所（難病の人用。1か所しかない。保護者が安心して利用できる。精神の。）【4件】
- 居宅介護（夕方・夜間の。1か所しかない。不足している。休日の。）【4件】
- 行動援護事業【2件】
- 日中一時支援（不足している）【2件】
- 生活介護（少ない。人的・物的環境が整ったもの）【2件】
- 相談支援事業所（不足している）
- 重度の障害者の支援を行える事業所が市内では少ない。
- 就労継続支援A型（車いすの身体障がいの人が通える）
- 就労継続支援B型
- 就労支援
- 移動支援事業
- 入所施設
- 重症心身障害者（児）が利用できるサービス
- 福祉用具のレンタル
- A就労、B就労など区分はされているが、B就労作業をA就労者が作業し、B就労の賃金になっていないかなどのチェック機能が必要である。
- 就労A、就労Bを選ぶ際に見学できるのがこの地域の特性
- 職員不足等により、障がい者の多様な状況に対応できる事業所が数少なく、ニーズに対応しきれていない。

### 【障害福祉サービス以外】

- 入浴サービス（親に対する入浴サービス、訪問入浴）【2件】
- 余暇情報の提供（就労者の。地域活動支援センターを活用しての余暇。）【2件】
- バリアフリー
- 公共の場所（市営住宅・県営住宅など）の開放
- 両親のどちらかが亡くなった時の子どもの心境の変化と、高齢化への対応。
- 施設利用者のストレス解消の場と方法を持つことが、難しいようである
- 利用者の親の高齢化問題や、利用者自身が65歳以上になっていくことで、受け入れ段階では必要になかった支援や、関係機関との連携が必要になっている。
- 20歳を超えると、周りの人の理解が得られにくいことで孤立する。



- 病院、買い物先等、駅等などに障がい者でも気軽に相談できる窓口が必要
- 障害者が、メリットになる情報を役所発信で伝えて欲しい。(タクシーのチケット、オムツの補助、車の減免等)
- 訪問して相談にのる。(生活空間、地域での生活のアドバイス食事、風呂、洗濯など)
- ジョブコーチ、金銭管理、食事の提供
- 健康管理
- 訪問リハビリ、訪問看護(介護保険に該当しない人の)

## ■高齢障がい者のサービス

高齢障がい者のサービスでは、同一サービスにおいては介護保険が優先という制度上に対する意見が多くみられました。具体的には、65歳を境に介護保険サービスへの移行の難しさや負担増になるケース、これまで利用していたサービスが利用できなくなる、グループホームでも高齢のほうは認知症対応であるため、障がい特性に依拠していないなど、様々な意見が出ています。

具体的なサービスとしてはグループホームをはじめ、生活介護やショートステイ、重度の人のデイサービスなどの要望が出ています。

### 【障害福祉サービス関係】

- 65歳を境とした対応(障害福祉⇒介護保険)(介護保険サービスへの移行が難しい。現行法の精査、障害福祉から介護保険に変わることによって負担増やサービスが減ることがある。自己負担の発生。ヘルパーの派遣の際、障がい者に特化したものなのか、単なる家事代行か。65歳になると生活介護が使えない。65歳になると原則施設入所支援が受けられない。行政が高齢障害者の利用を認めない。65歳になったら介護保険・障がい福祉両方が選択できるように。【6件】
- グループホーム(障害に応じた。認知症 GH ではない。高齢精神障害の人が通えるもの。【3件】
- 生活介護(利用者の増加により回数が減るか不安。事業所が少ない。【2件】
- ショートステイ(医療的ケアに対応した。)
- 重度の人専用のデイ
- デイサービスに行きづらく、生活介護の対象でない人が通える日中の場。
- グループホームに入所中の高齢者をどうする?どこまで対応?どこから介護保険に?
- ヘルパー事業所
- 障がい者支援施設における高齢・重度化した人(特に医療的ケア)への支援体制
- 介護保険とB型の併用
- 吸引可能なヘルパー事業所
- 介護保険の対象にならない疾患・年齢の障害者用の在宅サービス

### 【障害福祉サービス以外】

- バリアフリー
- ふれあう時間・場所
- 高齢者のシェアハウス

- 仕事（65歳になってもできる仕事。働ける人は65歳でも短い。）【2件】
- 高齢障害者を受け入れてくれる介護保険サービスが少ない
- 思うように動けない人へのゴミ出し・部屋の掃除・散歩などのボランティア
- 申請書類の作成代行
- 買い物などの移動支援
- 高齢になるにつれて支援員の負担が増える
- 訪問入浴
- 健康管理
- 成年後見制度

③在宅生活を続けるために必要なサービスについて（障害者総合支援法以外で、地域で生活していく上で必要と考えられるサービス）

総合支援法以外に必要なサービスとして、居場所づくりや余暇支援に対する意見が多くみられました。具体的には土日や休暇、余暇における居場所や外出の支援、過ごしからの支援などへの意見が出ています。

また、バリアフリーとして、トイレや電車、駐車場の利用等について意見が出ているほか、障がいに対する地域の理解に対しても意見が出ています。

- 居場所づくり・余暇支援（地域の子供会活動等で、土日や長期休暇中の居場所作りが必要である。余暇の楽しみ。土日のヘルパー外出。日中有意義に過ごせるように地域活動支援センターの活用。気兼ねなく外出できる支援システム。気軽に食事ができる飲食店。余暇の過ごし方がわからない人がいる。土日に過ごせる場。）【9件】
- バリアフリー（トイレがまだ洋式ではない所があるので、不便さを感じる。電車の車両とホームが空きすぎ。一般の人が障がい者用の駐車場に止めている。買い物や駅での対応窓口。【4件】
- 地域住民の理解と協力【2件】
- 障がい者団体の周知支援
- 入浴サービス
- 発達障害児が利用できる福祉サービス
- 受給者証を持っていても、使える所がない。サービスを増やして欲しい。
- 外出支援の支援者が少ない。
- 財産管理
- 生活していく上で必要な諸手続きの支援
- 安価で支援してもらえるサービスがあると助かる。
- ちょっとした買い物や外出を付き添ってもらえるサービス（わざわざ支援者に頼むでなしに、簡単に気軽にお願ひできるもの）
- ピアサポート（支援員よりピアの人のほうがいいときもある）
- 自立支援のヘルパー
- 赤穂ボランティア協会などのスポーツ大会への参加

- 日常生活の中で、障害のためにできにくいこと（ゴミ出し、電球替え、下の物や上の物の取り出し等）を業者に頼んでいるが、それに補助金をつけてほしい。
- 日々の食料品の配達。
- サービス付き賃貸住宅（高齢者向けの住宅はあるが、障害者対応の住宅がない。）
- 親亡き後の生活拠点としてのグループホームの充実。
- ホームヘルプサービスの充実。
- 引きこもりや、近隣住民とのトラブル等から相談があった際、緊急対応の検討が必要と思われる。しかし、ケースに介入しようとしても、主介護者や世帯主から拒まれるとそれ以上の介入は難しい。民生委員等と連携して検討した上、客観的な緊急性の高さを確認できるシステムを作り、即座に専門職などが介入できる仕組みが必要と思われる。
- よくある相談は話し相手がほしい
- 同世代の方と交流したい
- 24時間の見守りサービス（患者のみではなく、家族に対しても。話を聞いてくれる。緊急時にはかけつけてもらえるサービス。内服の見守りのみでも行ってもらえるサービス。）
- 健康管理・適切な食事・清掃・整容面の指導
- 人間関係の調節
- 悪質商法からの保護
- 障害年金の額と対象範囲の拡大
- 一般就労への支援（受給者証を持たない、障害福祉サービスを受けていない方への支援）
- 健康管理サービス

④保健・医療について（健康相談や健康づくり、障がいの予防、早期発見・対応体制、医療的ケア、リハビリテーション体制、病院の受入・連携、難病の人に対する医療、精神障害の人の退院後地域移行に必要な支援などについて）

医療・リハビリに関する意見として、「医療・リハビリの充実」に関する意見が多く、具体的にはリハビリの向上、難病の人に対する訪問リハビリや精神科ナイトケアがない、様々な分野の専門医がほしいなどの意見が出ています。また、医療から福祉へつなぐ際の各機関の連携等を求める意見も出ています。

保健分野に関する意見としては「健診の充実」に関するものが多く、具体的に集団検診が苦手な人の配慮や健診自体を充実してほしいという意見があります。その一方で、通院していることを理由に健診を受けない人も多いという意見もみられます。そのほか、健診の周知方法や費用の負担軽減、健常者と一緒に参加できる教室などが求められています。

#### 【医療・リハビリについて】

- 医療・リハビリの充実（リハビリの向上。難病の人の訪問リハビリ・看護がない。精神科ナイトケアがない。子どもの障がいに対する診断を出せる医療機関の充実⇒他府県を利用している。小児精神科医の配置。医師・看護師による医療的ケアが可能となる体制。子どもの発達を専門に診れる医師が少ない。）【7件】
- 医療・福祉のつなぎ・流れの充実（障がい者の状況を支援者側が理解していない。つなぎが悪

い。各サービスをつなぐまとめ役が必要。退院後、リハビリテーションにつないでほしい。精神科と地域保健医療サービス等との連携が必要（クリティカルパスの開発）。【4件】

- 診察・診療内容を理解できない人もいる（わかりやすい説明と受診のサポート。言語療法・作業療法わかりやすい説明。【2件】
- 服薬のアドバイスがほしい（眠れなくなる。薬の管理。）【2件】
- 医療費の助成
- 病院の待ち時間が長い。別に待機できる場所がほしい
- 通院の付き添い
- 病院との連携ができていない
- 自分の身体・精神状況を説明できない
- 医療の情報がない

#### 【健診・早期発見について】

- 健診の充実（集団検診が苦手な子どもへの配慮。乳幼児健診の充実と早期の専門的な療育。他市の利用者は健診が受けにくい。通院しているは、もういいという人が多い。健康相談・健康診断が受けやすい制度。）【4件】
- 健診の周知方法を考えてほしい（生活習慣病健診の周知方法を検討してほしい（気づいていない人が多いのでは）。事業所を通じて伝えるのも方法では。）【2件】
- 健診費用の負担軽減
- 健常者と一緒に参加できる教室があればいい
- 早期発見には病気・障がいに対する理解が必要
- 健診で引っかかったときのピア相談（いきなり病院、市役所には行きにくい）
- 保健分野からの定期的な相談。

#### 【その他】

- 在宅介護をしている家庭がどれくらいあるのか、在宅介護が亡くなったのちなどに、追跡できるようにになっているのでしょうか。
- 単純な知的障がいだけでなく、発達障害や精神障害と複雑化してきている。→専門的な施設が必要ではないか。
- 特性に応じた環境が作られていない。
- 仕事（他者との折り合い）での悩みを持ち帰っている。
- 個別性を望む傾向にあり、集団での活動を望まないため、家族のバックアップ体制がしっかりしていないと、A型施設で仕事を続ける難しさはある。
- 精神障がい、アルコール依存の人が退院後、しっかりと働け、自立した生活が出来、再度、アルコールに依存しない状態まで見届ける支援が必要。退院後、順調に社会生活出来ればいいが、なかなか、働く事もままならず、経済的にも困窮し、家庭でも孤立し、また、アルコールに走り、人生の終焉を迎える事もあるように聞きます。この負の連鎖を食い止める事が出来るような支援体制の構築。
- 家族等の支援強化。家族自体がその方の特性を把握していないことがあるので、障がいの特性

を把握できるよう相談を充実させる。

- 福祉・医療・教育・保健・行政等の連携をはかる。
- 高齢期に増加する認知症について、地域包括支援センターで実施している「もの忘れ健康相談」や「認知症初期集中支援事業」を通して、早期発見・早期対応を図る。

#### ⑤教育について（小中学校の体制、理解、進路・進学、特別支援教育、放課後、長期休暇などについて）

教育について、「放課後・長期休暇・余暇」に対する意見が多く、具体的には放課後デイサービスやアフタースクール等の時間延長をはじめ、受け入れ体制や福祉と教育の連携などに対する要望が多くみられました。また、「障がいに対する理解を深める教育」として、理解につながる情報提供をはじめ、特に精神障がいに対する理解促進に向けた意見が多くみられました。

そのほか、進級や進学の際の障がいの内容や特性についてのつなぎ・共有に対する意見をはじめ、不登校・いじめに対する対応、希望する学校への進学など、様々な意見が出ています。

- 放課後・長期休暇・余暇の支援（放課後デイの時間延長。アフタースクールを利用できない（発達障がいの対応できる支援員がいない）。絵画やスポーツに特化したデイがあれば。長期休暇におけるアフタースクール。以前は重度の人も放課後の同好会に参加できた。幼稚園・アフタースクールの時間延長。放課後・長期休暇における放課後デイ・ショートの利用。長期休暇は家族の負担を高めている。余暇の場所として、福祉と教育の連携した支援の充実。【9件】
- 障がいに対する理解を深める教育・情報提供（障がい理解につながる情報提供。精神障がいに対する理解が低い。学校の中でお互いに支え合う集団づくり。精神科の発症予防・自殺予防・社会復帰に学校保健と地域保健での教育が必要。家族が障がいを理解していない。【5件】
- つなぎ・連携が重要（進級の際の情報の共有。進学の際の引継ぎ（ケールファイルの活用）。保・幼・小・中の連携。保健・医療・教育・保健・行政の連携。【4件】
- 不登校・いじめの対応（小さなシグナルを見逃さない教師・学校の連携。不登校の児童に対するケアが行き届いていない。）【2件】
- 希望する学校に通えるようにしてほしい。学校における受け入れ体制の充実。【2件】
- 支援学校のオープンスクールのPR。
- 支援学級から高校に進学など、連携はとってもらえている。
- 昔に比べ、学校の理解は深まった。
- 支援学校を決める時期が早い。
- 高等学校卒業して2年は余裕があれば
- 長期休暇に学校との情報交換の場がほしい
- 年齢や障がいの種類・程度応じた十分な教育のための体制づくり
- 体力づくりのためのスポーツ施設やクラブ
- 社会参加に向けた協力者（リーダーなど）の育成。
- 卒業後に行ける生活介護が少ない。
- 特別支援学校における生産教育（技術の授業）
- 教職員の質の向上（教職員を対象にした支援に対する学びの場。）

## ⑥療育について（障がいのある子どもの医療、治療、育成、保育、教育などについて）

療育については、早期療育についての意見が多く、具体的には発達障がいを診れる専門医の確保や受け皿の確保、言語指導・機能訓練の事業所が少ないなどの意見がみられます。また、福祉と教育の連携について意見が出ており、具体的には放課後デイサービスが学校に浸透していないため連携がしづらいという意見がみられます。

そのほか療育の場として、親子でできる場、学習支援のできるデイサービス、芸術・スポーツのデイサービス、保護者が元気になれる集まり、夏休みに参加できるキャンプ・サマースクールなどが求められています。

- 早期療育が重要（発達障がい診れる専門医がほしい。早期療育の受け皿が不足している。育てづらさを感じたときから早期療育が重要で将来に影響を与える。就学後の言語指導や機能訓練をしている事業所が少ない。）【3件】
- 福祉と教育の連携（放課後デイが学校に浸透していない。学校と連携が難しい。学校と一緒に取り組めれば子ども・保護者が戸惑うことがない。）【2件】
- 親子で一緒にできることを見つける。音楽療法。同じ境遇にある人の集まり。
- 学習支援のできるデイサービス
- 芸術・スポーツなど余暇につながるデイサービス
- 保護者が元気になれる集まりや勉強会を市主体で開催しては。個別の相談機能があれば、なおいい。
- 夏休みに参加できるキャンプやサマースクール。
- 医療費無料
- 一人暮らしをしている地域で体調異変・緊急事態のときに連絡が取れる窓口を行政が設定してほしい
- 肥満になる割合が多いので、子どものころからの生活習慣・運動習慣が重要。
- 施設によって立地条件の悪さから利用しづらい状況がある。
- 放課後等デイの利用が困難になってきている
- 精神障がいもち、子どもが障がいを抱えていると支援を受けられず孤立している場合がある。
- 発達障がい児に対する就労支援体制の強化



## ⑦就労について（一般就労、福祉的就労、職業訓練、企業の理解などについて）

就労について、企業に対して理解を求める声が多くみられました。具体的には企業に対して理解してもらえる体制づくりや障がいそのものに対する理解に対する意見が多くなっています。また、障害のある人を受け入れてくれる企業が少なくことや職場実習や訓練の場の充実、一般就労後の支援体制も求められています。企業に対する理解を求める声がある一方で、昔に比べ企業の理解が深まっていることや一般就労につながるケースも増えているという逆の声をあります。

そのほか、企業から福祉的就労事業所に対する仕事のあっせんや企業と事業所が関われる機会、新たな仕事の創造など、仕事の開発・確保に関する意見など、様々な意見が出ています。

- 企業の理解を進めて（企業が理解してもらえる体制づくり。職場で障がい者が理解されているか。現場で受け入れてくれる人がどこまで理解しているかが課題。休憩時間に障がい特性が出ることもあり、理解が必要。企業の責任者に理解があっても従業員に理解がないことがある。職場実習を受け入れる企業が増えれば障がい者理解が広まるのでは。働く場における合理的配慮。【7件】
- 受け入れてくれる企業が少ない（受け入れ企業は少ない。求人が少ない。精神・発達障がいの人の雇用に向けた一層の取組が必要。）【5件】
- 職場実習や訓練の充実（障がい者もがんばれる気持ちになれる訓練が必要。実習の機会を得ても工賃が出ないことで断念するケースがある。企業実習を受け入れる企業が増えれば理解にもつながるのでは。一般就労ができそうな人へは職場実習ができる機会が増えればいい。）【4件】
- 一般就労後も支援が必要（一般就労後の継続的な支援が重要。就労定着支援はあったほうがよく、事業所もやりがいがあると思う。一般就労後も相談できる場を求める人も多い。一般就労後のアフターフォロー（企業に対するジョブコーチの周知）。【4件】
- 企業の理解が深まっている（利用者への理解も進んでいる。受け入れてくれる企業は比較的配慮してくれるところが多い。10年前に比べると深まった。【3件】
- 一般就労につながるケースが増えている。精神の就労機会は増えている【2件】
- 一般就労は難しい（就労は難しいので、ショートやデイが必要。発達障がいは身体障がいに比べて一般就労が難しい）【2件】
- 福祉的就労事業所による仕事のあっせん（就Bは仕事の確保が大変そう。企業にPRし、作業を回してもらえるようなシステムづくり。【2件】
- 一般就労をめざす人は多数いるが、ハローワークに行くしか就職活動の場がない。
- 障がい者雇用を考えている企業の発掘と、企業と福祉事業所の懇談会があれば、理解が進むのでは。
- 求人は増えたがマッチングしない。
- 職場定着に向け、様々な機関・支援者による支援体制が整ってきている。
- 福祉に携わる人の賃金が低い。
- 採用ありきの施設はないか。
- 就労を怖がる人がいる。
- グレーゾーンの子どもは一般就労か福祉的就労か、難しいときがある
- 普通学校に通っている人は福祉的就労に関する情報が得にくいのでは。

- 職場でのストレスを自宅に持ち帰ることがある。一般就労に失敗しても戻れる場（施設）を確保しておきたい人が多い。戻れる場があれば、一般就労を使用という人も増えるのでは。
- 一般就労になじめず施設に戻った人への支援。
- 障がいのある人が新たな価値を創造できるメニューの開発が急務。
- 右半身付随の人は働く意思があっても、やれることに時間がかかる。それでも雇用したいと思うか？理解がないと難しい。そのような社会になることを願う。
- 就労が生きる意欲につながる。
- B型からA型へ送り出していく必要がある。ステップアップができるよう、相談支援事業所、施設、利用者の連携が必要。
- 賃金の引上げには大企業との連携と理解が必要。
- 頑張っている子ども・保護者が希望を持てるように雇用の場を確保してほしい。
- 就労・生活介護の定員がいっぱい。受け入れ先を確保することが課題。
- 休日余暇の支援

#### ⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について

理解について、「障がいのある人と関わる機会が必要」という意見が多く、具体的には理解を深めるための地域ぐるみで行う、様々な機会を活用すること、施設への見学会、見てもらう・関わる機会を設けるなどの意見が出ています。また「障がいそのものに対する理解を深めてほしい」という意見も多く、具体的には精神障がいや発達障がいなど、目に見えにくい障がいに対して理解を求める声が多くなっています。

- 障がいのある人と関わる機会が必要（理解を深めるためには地域ぐるみで行う必要がある。様々な機会に正しい認識を伝えていく努力。地域と関わる機会から理解が一部深まっている。施設見学会。高齢者施設への訪問はあるが、知的の障がい者施設への訪問、体験学習がない。障がいのある人が働け、しっかりと生活できることを知ってもらう、見てもらう機会が必要。障がい者本人と一緒に作業をすることが障がい者を理解する一歩ではないか。障がいのある人と関わる機会がない。当事者や専門家と話す機会。研修の機会が必要。【9件】
- 障がいそのものに対する理解を深めてほしい（精神疾患に関する学習がない。精神障がいに対する理解を深めて。発達障がいに対する理解。生まれたときからこうだった、途中からこうなったという理解が必要。目に見えない発達障がいや精神障がいへの理解。障がい者に対するとらえ方を根本的に見直し、啓発を。【6件】
- 理解がある（手を差し伸べてくれる人がいる。以前よりは深まっている【2件】
- 悩みごとなど「気楽にお話聞かせて（相談にきて）」の窓口があってもいいかもしれない。
- 無理なく参加できるイベントがあれば理解が深まるのでは。
- 発達障害は本人に告知していないケースもあるため、本人の前で「障害」とわからないよう声をかける際は配慮してほしい。
- 雇用主の障がい者に対するイメージの払しょく。
- 子どもを通じて親に教育（子どもを通じて親に教育。大人も子どもと一緒に考える機会。幼少期から継続した福祉教育



- 地域の学校の中に特別支援学校の対象となる児童の学ぶ場が併設されることを願う。
- 福祉に関わる人への研修も近場でしてほしい。
- 関西福祉大学の協力。
- 理解から就労させてもらっていることがある。
- 発信する機会がない
- じろじろみられる。福祉や人権教育が浸透していない。
- 障がい者用トイレ・駐車場を障がいのない人が利用している。
- ルールを守れなくても、障がいのせいにしてしまっている現状もある。
- すべての人が安心して暮らせるまちづくりを関係機関と連携して取り組まなければならない。
- チケットの購入手続きの代行や援助がほしい。
- ロビー販売はいい機会だが、一般の人は知らないのでは。
- 市議員、福祉担当以外の市職員にも施設を見学していただき、施策に反映してもらいたい。
- 勉強会を企画した場合に補助が下りる仕組み。
- いじめや虐待などがない社会の実現に向け取り組むべき。

⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について（実施状況、取り組みやすさ、必要な支援・援助などについて）

スポーツ・文化活動・余暇活動について、「様々な機会や場を設けてほしい」という意見が多く、具体的には親子で楽しめる場やピアによるサークル、気軽に行ける場、スポーツ・文化活動など、様々な意見があり、活動の場を作るための支援が必要という意見もみられます。次に「行事やイベントに関する情報がない」や「休日・余暇の過ごし方で悩んでいる」という意見も出ています。

- 様々な機会や場を設けてほしい（いろいろな機会があればいい。親子で参加できるイベント。ピアのグループやサークルがあればいい。サービス後に気軽に行ける場。文化活動が経験できる機会。誰かと出かける機会があればリフレッシュできる。雨の日に遊べる公共施設。ボランティア（ガイドヘルパー）と一緒に楽しめるイベント。文化活動を楽しめる機会が少ない。障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるもの。親子で楽しめる機会（市内で）。スポーツの機会がストレスの発散や調子のバランスが保てる。精神障がいの人が集まれる場や活動できる場。活動の場を作るための支援が必要。気軽楽しめる場所の提供。健常者と一緒に楽しめるスポーツの普及。）【13件】
- 行事やイベントに関する情報を提供してほしい（行事・イベントがあることを知らない。情報が少ない。イベントがあることを知らない。事業所を通じて利用者にイベントを周知しては。全員に周知が必要。スポーツ・文化・余暇活動の情報提供。広報活動。）【6件】
- 休日や余暇の過ごし方で悩んでいる人が多い（休日の過ごし方を悩まれている人が多い。余暇を持って余す人が大半。休日の過ごし方が課題で、解消できれば生活の質の向上につながる。余暇活動の充実。就労後のアフターファイブ。）【4件】
- 「一緒にしましょう」と誘ってほしい。
- イベントへのお誘いがあり、そのような機会があればいい。
- 一般のイベントには参加しづらい。

- TV鑑賞や食べ歩きを余暇としている人が多い。
- 地区のイベントに参加できるように取り組んでいる。
- 平日の日中は若いボランティアの参加が難しい。
- 会場への移動が困るので、送迎車の確保をお願いしたい。
- 参加する方法を知らない。
- 仲間を増やせるような活動。
- 赤穂市民体育館の利用が難しいため、気軽に利用できる施設整備が必要。
- 福祉事業所に対して活動場所や道具の貸し出しのシステムを作ってほしい。

#### ⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて

交流、地域の助け合いについて、「地域と関われる機会・場があればいい」「障がいに対する理解を深めなければならない」という意見のほか、様々な意見が出ています。

回答いただいた事業所自らが地域の人に関わる機会を設け、理解を得ながら取り組まれている事業所が多くみられます。

- 地域と関われる機会・場があればいい（親以外の人に関われる場が多くあればいい。福祉大学があるが、障がいのある人との交流少ない。地域と交流する機会がない。近所との関わりが継続されるような働きかけが必要。）【4件】
- 事業所で地域交流を行っている。（近所と触れ合う機会を試みている。自治会の人に避難訓練に参加いただいている。野菜の栽培を行っている。交流として行事の開催を地域の支援を受けながら実施している。地域の理解のより当事業所が共存できているため、地域やイベントの盛り上がりの一助を担いたい。）【4件】
- 障がいに対する理解を深めなければならない。（小・中・高ハンディキャップ授業を増やし、理解を深める。知的障がいの人に対する理解はまだまだ。）【2件】
- 各団体が実施している教室等をPRしては。
- 誘ってほしい。
- 親が積極的になることが大事。
- 障がいのことをわかってもらえないと、助けてもらえない。小学校まではいいが、中学校になるといじめの対象となるときがある。
- 同じ赤穂市でもどこに誰が住んでいるかわからないなどの差がある。
- 地域の民生委員がわからない。
- 困っていることを発信しにくい。気軽に声を出せる環境づくりが必要。
- 行政主導では限界があるので、社会福祉法人の役割として地域福祉を支えなければいけない。
- 家族が生きやすい地域づくりが当事者の生きやすさにもつながる。
- 地域間での取組評価と一定のルールを作ってもよい。
- 住民参加型の生活支援サービスを提供する仕組みがあればよい。
- 気軽に相談できる人が近くにいれば助かる。

⑪コミュニケーションの支援、情報のアクセシビリティについて（周囲の人や施設でのコミュニケーションの問題、情報の得やすさなどについて）

コミュニケーションの支援、情報のアクセシビリティについて、「情報が伝わりにくい」という意見が多くみられました。具体的には情報が伝わりにくい環境にあることや広報のやり方、ひらがな表記、タブレットの活用などの障がい特性に応じた広報方法等について意見が出ています。また、事業所に対して求められる支援内容が高まっていることから「支援員に対する研修・情報提供が必要」という意見も出ています。

- 情報が伝わりにくい（施設、市からの情報が乏しい。サービスや年金に関する情報が伝わりにくい。広報の方法に課題があるのでは。ひらがな中心に表記した広報紙があればいい。情報が得やすくなる工夫が必要。保護者や家族への情報周知。自治会に入っていない人も情報が得やすい環境。視覚での情報提供。タブレットの活用。）【9件】
- 支援員に対する研修・情報提供が必要（保護者も職員も自問自答して、常に向上できる方向を忘れない様にする。専門的な知識を取得したいが現状は厳しい。支援員のスキル向上が求められるため、研修の機会が必要。支援員が困ったときに相談できる場があればいい。）【4件】
- 病院での待ち時間がわかればいい。
- どこに相談したらよいかわからない状況がある。
- 圏域での取組がわかるホームページの開設。
- 情報が入ってこないということはないが、事業所で差があるのでは。

⑫緊急時の支援について

緊急時の支援について、行方不明時における支援体制をはじめ、避難訓練の実施、家族の緊急時における受け入れ先などに対して支援が求められています。なお、各事業所の取組として、夜間の支援体制の構築やAEDの設置、医療機関との連携体制の構築など、様々な緊急時における体制整備が進められている状況です。

- 事業所において、緊急時の対策が取られている（夜間の支援体制を整えている。AEDを配置している。緊急時に備え、医療機関と連携している。緊急時には医療機関のバックアップを受けている。緊急時のマニュアルを作成している。医療機関と連携を取っている。）【5件】
- 24時間の支援体制が必要（24時間365日の緊急対応に向け、行政や当事者と本気の話し合いが必要。24時間体制には費用が伴う。24時間の支援体制があれば、地域で生活できる精神の方は増えるかと思う。）【3件】
- 行方不明時の支援体制（行方不明時のいろんな機関の連携が必要。行方不明時にどこに連絡すればよいかわからない。SOSを出しやすい環境、どこに求めるかPRが必要。）【3件】
- 避難訓練の実施が必要（避難訓練を通じて、避難する場所・待機する場を確認する。自治会単位での避難訓練の実施。）【2件】
- 緊急時における受け入れ先がない（家族の緊急時における受け入れ先の確保（ショート）。家族の病気などの際の緊急の受け入れ先がない。）【2件】
- 当事者の体調が悪化したときの対応（急に体調が悪化した場合など、家族などと連絡が取れな

い場合がある。身内がない人の緊急時の支援について、どう判断するか明確にしておいたほうがよい。)【2件】

- 個々の障害に対して支援ができるか。
- トイレの確保
- どこに誰がいるかを把握する。
- 夜間の事故が不安
- 成年後見の手続きをしていない人がほとんど。
- 家族に支援が必要な場合もあるので、日ごろから関係を築いておくことが必要。
- 各機関の連携体制

### ⑬災害時の支援について

災害時の支援について、「地域における支援が必要」として、普段からの声かけから、協力できる住民の意識づくり、自治会や民生委員などによる支援体制づくりなど、様々な意見が出ています。また、「障がい特性に応じた避難所の整備」として、一般の人とは別の福祉避難所や避難所における配慮、支援物資などを求める声が出ています。そのほか、避難場所がわからないや避難訓練の必要性、災害時における薬の確保（医療の確保）などの意見も出ています。なお、事業所による避難訓練が様々な形で実施されている状況です。

- 事業所にて避難訓練を実施している（避難訓練を実施している。避難誘導體制を整備している。緊急時の支援に対する会議を実施している。避難訓練を年2回実施している。避難訓練の練習をしている。年2回防災訓練を実施し、自治会にも参加いただいている。年1回避難訓練を実施している。）【7件】
- 地域における支援体制が必要（地域の手助けが必要。近所の人と声を掛け合うことが重要。協力して避難できるような住民同士の意識づくりが必要。地域がどこまで把握しているか。地域の支援体制がわからない。自治会との連携が必要。近隣住民を含めた確認が必要。地域の力が必要。民生委員などによる地域の支援の仕組みづくり。）【7件】
- 障がい特性に応じた避難所の整備が必要（一般の人とは別の福祉避難所。福祉避難所における配慮。福祉避難所における最低限の設備が整っているか、確認が必要。安心できる避難所の確保。避難所で個別の支援が受けられる体制。）【5件】
- 避難場所がわからない（避難所が明確でない。情報化が必要。避難所がどこにあるかわからない。）【3件】
- 避難訓練が必要（避難訓練が必要。日頃の訓練が適切な支援につながる。要援護台帳が稼働できるものか訓練が必要。）【3件】
- 災害時における医療・薬の確保（災害時における専門医の配置（服薬、薬の取得の確保）。服薬の管理。）【2件】
- できていないに等しい
- 災害時に当事者と家族がうまく連絡が取れるか。
- 避難所までいけるか。
- 障がい特性により避難所から離れている場合、配給物資が受け取れるようにしてほしい。

- 災害時に誰がどう支援するか、仕組みが不十分。
- 在宅の人に対して、災害時に情報が届くか不安。
- 障がい者に対する防災教育。
- 警察に防犯の研修をしてほしい。
- 利用者の安否確認。
- 赤穂市は災害が少ないため、災害に対する意識が低い。事前の準備が必要。
- 要援護台帳の登録が不十分。
- 各機関がどのような対策を取っているか、情報共有が不十分。
- 学校はまず子どもの安全確認が最優先で、今後の対策が必要

#### ⑭差別の解消、権利擁護について

差別の解消、権利擁護について、主に「理解」に関する意見が多くみられました。具体的には駐車場の利用の仕方や様々な場面や幼少期からの教育・関わり、配慮の仕方などに対して意見が出ています。

- 理解がない（駐車場の利用。障がいに対する理解を深めてほしい。行政によるさらなる啓発が必要。定期券を落として困っているのに、駅職員の対応が冷やかかだった。公共施設やそこで働く人に発揮してほしい。関わりがあれば差別解消につながるのでは。差別は根強く残っている。小さなころからの教育が必要。障がいのある人との関わりのあるところ（事業所など）から差別的な考えが無くなることを望む。学校教育の課題でもある。差別解消法の啓発。）【10件】
- 成年後見制度を知らない。成年後見制度の利用しやすさが必要。【2件】
- 障がいの種類で受けられる援助が違う。
- 「差別しない・させない」が基本で障がい者も自ら社会に出ること
- 差別という言葉がないように包容力を持ってほしい。
- 積極的に研修会をしてほしい。
- 一般市民の後見人に対する理解を深め、支援してもらえれば多くの課題が解決するのでは。
- 障がいのある人の気持ちを傾聴しながら意思決定を促すための人材確保が必要。

#### ⑮防犯、消費者トラブルについて

防犯、消費者トラブルについて、犯罪・消費トラブルに巻き込まれるケールがあるということで、具体的には電話のセールスからインターネットゲームでの課金や金銭請求などに巻き込まれるという意見が出ています。

- 犯罪に巻き込まれるケースがある（電話セールスで家庭への訪問を受け、対応に困った。発達障害児はトラブルを起こしやすく、また巻き込まれやすいので、普段から地域の交番警察官との交流（顔合わせ等）をもって、子どもを知ってもらうことも良いのかと思う。ゲームで課金しすぎてトラブルになるケースもある。ソーシャルゲームの詐欺に引っ掛かりやすく、泣き寝入りするしかない。ネットでだまされるケースがある。ネットの使い方を学ぶ機会が必要。認知症高齢者は消費者トラブルに巻き込まれやすいので、広く周知が必要。自覚がないまま犯罪



に巻き込まれる、金銭の支払いをするケースがある。)【8件】

- 公共の施設には「お困りの時は一声おかけ下さい」みたいな掲示板・案内があってもよいのではないか。
- 自治体独自の絵による案内（手書きでも）もあっていいのでは。
- 強盗などの緊急時に駆けつけてもらえるシステム。
- 何かあったときは地域の方に連絡できるようになっている。
- 防犯について警察からの研修を行ってほしい。
- 声かけなど、地域にお願いできないか。
- 後見人が増えないと一連の支援は難しいのでは。
- 犯罪に対しての教育が必要。

#### ⑩公共施設等のバリアフリー化について

公共施設等のバリアフリー化について、トイレのバリアフリー化をはじめ、歩道の段差解消、スロープの設置、エレベーターの設置などについて意見が出ています。そのほか、外出支援をはじめ、図書館の個別スペースの確保や体育館の整備、視覚障がい者のガイド、聴覚障がい者の通訳・要約筆記などに対する意見が出ています。

- トイレのバリアフリー化（トイレが様式でない。福社会館のトイレ（便座が冷たい）の整備。障がい者用トイレは普及しているが、古い施設などでは困ることがある。）【3件】
- 外出支援（バス等の公共交通機関の充実。移動手段の確保や乗り合いバス、交通費の軽減が必要。）【2件】
- 外でも歩道の段差をなくしてもらいたい。
- 公共の施設へのスロープ設置。
- 図書館の利用で、一般利用が難しい人に対して別のスペースがあればいい。
- 視覚障がい者のガイドや聴覚障がい者の通訳・要約筆記など、ソフト面での対応。
- 公共施設は充実していると思うが、日常の生活場面の方が大切だと思う。
- 点字ブロックはカートを押しているとき、前に進めないことがある。
- エレベーターが無い施設もある。
- 飲食店で椅子とテーブルがない店は困る
- 駅のホームと車両の間が開いている。
- 優先座席に健常者が座っている。
- 体育館のプールに障がい者用の更衣室やシャワーの完備がない
- 誰もが使いやすい整備や対応する力を期待する。
- 学校施設の改善が急務

## ⑰選挙について

選挙について、投票所に行けない人への支援に対する意見が出ています。具体的には自宅での投票や投票所までの移動支援、行きやすい場所の設定、施設等での投票などに対する意見が出ています。また、「投票しやすいようにしてほしい」ということで、投票用紙のサイズや丸を付ける形式、字を書けない人への配慮、視覚で選択できるようにするなど、意見が出ています。

- 投票所に行けない人への支援（自宅投票できるようにしてほしい。投票所に行くための付き添い、同行という方法の導入。会場に行けない人への支援。行きやすい場所。入院・入所施設で投票ができる方法を検討してほしい。病院や施設でも投票ができることを周知してほしい）【6件】
- 投票をしやすいようにしてほしい（紙が小さく書きにくい。氏名に丸をつけるだけならいいのに。字を書けない人への配慮。候補者を視覚支援で選択し、投票に参加できるようにしては。車椅子・歩行困難者・障がい者にはゆっくりな時間をとる。）【5件】
- 利用者に呼びかけている。広報物を事業所に送ってもらえれば関心を持つようになるのでは。
- 町づくりをきちんとしてもらえる人を選んでもらいたい
- 障がい者でも投票できる状況になっていることを知らせる（明示する）。
- 考えようだが、子どもに文字を教える・選挙の体験を社会参加と捉える。
- 選挙のやり方を学校で指導してほしい。

3. 障がいのある人及び児童がともに地域で暮らせる「地域共生社会」を実現していくため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みについて、「理解を深める」という意見が大部分を占めています。具体的には、障がいのある人とない人の交流やスポーツを通じた交流会、高齢者と子どもの交流、体験学習など、ふれあう機会や学ぶ機会を設けることについて、多く意見が出ています。

- 理解を深めること（互いの理解をしあう。保護者が声かけをしているので、地域の方が知らせてくれる。障がい理解の底上げ。そっと見守ってほしいということを知りたい。障がいのある人との交流で理解を深める。大人のハンディキャップ体験学習。大人と子どもと一緒に体験できる場。交流活動。サウンドテーブルテニスを通じた交流会。障がいのある人が地域に出て、地域住民が理解するきっかけを作る。障がいのある人の状態を知ることが第一。高齢者と子どもの交流は互いにプラスになる。祖父母の理解があれば保護者も楽になる。理解してもらうための座談会の開催。理解を深める取組が必要。市だけでなく、国・県レベルでの取組が必要。学校や施設と自治会・企業等との交流機会を設ける。障がい者施設が離れた場所にあることが理解が深まらない要因になっている（中心部で遠慮なく活動できる施設を整え、陰に隠れないように、ハードとソフトの整備）。障がいの理解。教育分野における学習や交流体験が不可欠。地域行事。特性を把握し、ゆるやかに関わりを持つことが必要。地域住民の理解。）【21

件】

- 行政から障がいのある人についての情報発信が必要。
- あいさつをしても返事がない。隣近所が希薄になっている。
- 施設をつくる上では「地域共生社会」には「地域の理解が重要」で「受け入れには行政の後押しと施設を作る側には丁寧な説明」がいる。
- 障がいのある人が困っていることを定期的に見てあげることが必要。
- 児童に対してや明るく優しく見守ってあげる。
- 普段からの見守り強化。
- 自治会の避難訓練で、どこに障がいのある人がいるかわかれば救助の仕方を考えると思う。
- 災害時要援護者への取組が自治会によって進捗がまちまちなので、進めてほしい。
- 個人情報もあるが、どこにどのような方が住んでいるか知っておくとよいと思う。
- 福祉の会など、柔軟なイベントで参加者を募り、活動する。
- 地域住民を巻き込むために市民後見人講座を開催。
- 特別支援学校に行くことで手厚い支援が受けられるが地域から離れてしまう。
- 地域住民ができないことを公的サービスで考えていくという支援が重要。
- 地域住民ができること、やるべきことを具体的に示す。
- 障がい者も自ら困っていることは表に出し、助けを求める。
- バリアフリー等のハード面、福祉教育のソフト面、両方からの政策が必要。

#### 4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要と思いますか。

地域移行を進めるための支援として、地域の見守りと理解を求める声が多く出ています。次にグループホームの整備、住まいの確保と補助、専門職や支援員が不足しているなどの意見が多くみられます。

- 地域の見守りと理解が必要（日頃から近所の絆をつないでおく。周囲の理解。地域の温かい見守り。生活を見守る支援、地域住民の理解。地域の理解を得ることが必要。家族・近隣住民の理解。近隣に理解を促す。特性を理解して、緩やかに関わる。）【8件】
- 住まいの確保と補助（住宅の確保。住まいの確保。住まいを見つけるための経済的な負担軽減。居住の場の確保。アパートを借りやすくするために家主に対する補助。アパートで生活できるように公的保証人制度が必要。）【6件】
- 専門職・支援員が不足している（支援者、経験者も不足している。障がい者支援の核となる人の存在が必要（専門性の高い職員の存在）。援する職員が不足している。セラピスト（PT・OT・ST）の増加。少なすぎる人的サービス）。専門家の育成【6件】
- グループホームの整備（グループホームなどの受け皿。グループホームは絶対必要。グループホームの新規開発。グループホームの増加。）【5件】
- 家族への支援が必要（家族のレスパイト時の預け先。緊急時の受け入れ先。家族のレスパイトケアの確立。）【3件】

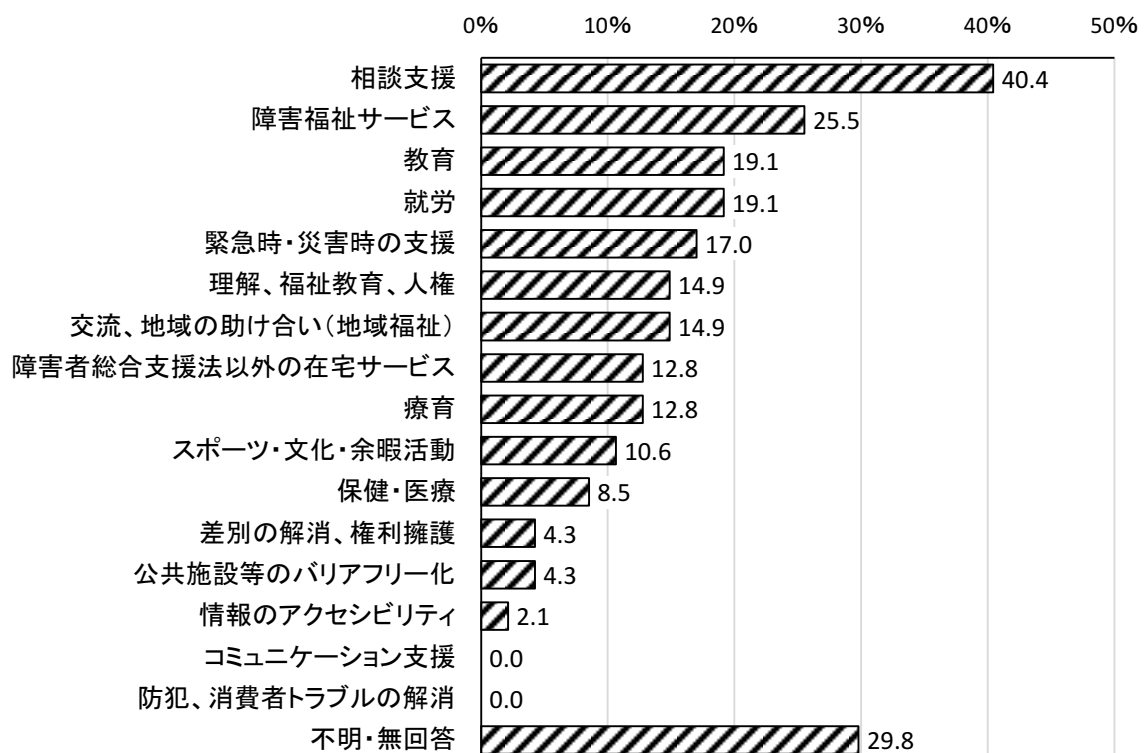


- 成年後見が必要（財産管理。成年後見人候補が少ない。成年後見人が重要。）【3件】
- 受け皿を増やしてほしい（受け入れる施設を増やしてもらいたい。受け入れ先が不足している。【2件】
- いい物件が見つからない。
- 地域移行を進める支援者の理解。支地域での生活を望む方も積極的にできることを地域貢献のできるように努力する。
- 地域との大きな行事の交流より細やかな交流があればよい。
- 「知らなかった」を減らすようにする。
- 保護者がある程度の年齢になったら自治体が声かけを行う。
- 孤立しないようにする。
- 家族の受け入れ準備が必要。
- 日常生活の場。
- 地域で生活する場合、どのような支援が必要か、当事者や家族に尋ねてほしい。
- 施設が必要な人がどれぐらいいるのか、どう対応するか意見が聞きたい。
- 在宅で支援する側の相談場所も必要。
- 退院できるという支援者の意識と、それを見守る家族の理解が必要。
- 居宅介護や訪問看護。
- お手伝いしてくれるボランティア。
- デイサービス等モデルケースを行政が示し、地域移行を進める。
- 65歳を過ぎると日中支援が介護保険優先になったり、施設入所が認められないため、グループホームへの移行に積極的になれない。地域に出た後、不安にならないような支援体制が必要。
- 相談支援事業所体制が弱い。
- 経済的保障。
- より多くの見守り・支援があれば退院可能な人もいる。
- 医療依存度の高い人のレスパイト・ショートを受け入れ。
- 訪問看護ステーションの増加。
- 地域で生活を始める前にトレーニングのような形で生活できる場。

5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を挙げるとしたら、何がいいでしょうか。①から⑯の分野から3つ選び、その理由もお答えください。

今後、重点的に取り組むべき施策事業としては、「相談支援」が40.4%（19件）が最も多く、次いで「障害福祉サービス」が25.5%（12件）、「教育」「就労」がともに19.1%（9件）となっています。

最も多い「相談支援」を求める理由として、相談支援事業所が少ないこと、また少ないことから相談員の負担が大きくなっているという体制を求める声から、総合相談（ワンストップ）の窓口、様々な相談に応じてほしいなどの意見が出ています。



6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたらご記入ください。

全般的な意見として、報酬単価が低いという意見が多く、ほか、様々な意見があり、具体的には障がいに対する理解を求めるもの、大学の活用、ニーズを反映した施策立案、赤穂市は丁寧、成年後見制度の充実と周知、訪問系サービスの充実、見守り体制、赤穂市独自の施策・取組など、様々な意見が出ています。

- 県営住宅・市営住宅を活用する。各地域において空き家が増えてきている。高齢者の介護施設が完備されてくるとますます空き家が増えてくると思われる。公の施設も同様なことがおきると考える。長い目で見て、県営住宅・市営住宅を就労する人のグループホームの形にできないだろうか。
- 「生まれた土地で生活する」とはいうものの、どうしても「正論賛成・各論反対」が、施設を作る・増設するには大敵。行政としても必要性和後押しを望み、施設側にはしっかりした準備と住民への説明かと。
- 自治会の役員・リーダー・民生委員などが集まる機会が、自治体にあると思う。機会あるごとに福祉施設に対する情報を流し続ける（高齢者施設・障がい者施設・高齢化社会の状況・施設増減の必要性など）
- 「障がい者も社会の一員」であり、「障がい者自ら」地域に出かける・出やすい社会でありたいもの、何事も「いきなり・急に・突然」には困難なことが多い。認めること、認め合うことではないか。
- これまで長く介護してきた中で障がいのある方はずいぶんと暮らしやすくなってきているとは思いますが、家族としてはまだまだ親亡き後の暮らしの場が一番の心配ごとだと思う。
- これからも今以上に地元で生活していく為のより多くの資源やサポートしてくれる方々が増えていくことを願う。
- 発達障害児にかかわる人の研修の充実
- サポートファイルのサイズを小さくして欲しい。(母子手帳サイズなら持ち運びがしやすく、又提示する時、告知していない子供と一緒にいる場合、子どもの目に目立たなくてすむ。)
- 市内の病院、図書館、美容院等配慮を求める際、提示しやすいコンパクトなものがあればと思う。
- 相談支援業務の報酬単価の見直し。
- 相談支援業務の必要書類の見直し(サービス等利用計画案とサービス等利用計画をひとまとめにする等)。
- 一事業所または、1人当たりの相談件数の上限を決めてほしい。
- 当事業所としては、関連公共機関と連携を図りながら、適切な事業運営を推進していきたい。
- 報酬をあげてほしい。細かい対応をしても、報酬が低い。高ければやる事業所は増えると思う。
- 赤穂市はほかの市町に比べて、すごく柔軟に対応してくれるからいいと思う。その市の良さをもっとPRしたほうがいい。(対応が丁寧。レスポンスが早い)。
- 障害に対する理解が一番重要。そして交流。関わることで助け合いが生まれるし、理解にもつ

ながる。子どものころから学べる機会。

- ちょっと調子が悪いから、精神科に行くと言えりぐらゐの理解（誰もがなる病気）。
- 障がい者は随分護られてきてゐるよゐに思ゐ。
- 働く側は利用者から叩かれ、つねられ、蹴られしても たゞ我慢。と職員。
- 自分も護りながらの支援。支援する側も もっと自分を高め、いろんない研修にも参加し質の向上に努めてゐきたい。
- 他の事業所の意識も上げてゐく。
- 赤穂市は福祉大学があるよゐで、その活用をもっとしてゐくべき。→いい人材が集まらないといゐ問題もある。
- 的確なニーズ集計→反映できてゐるといゐ実感が欲しい。
- 支援が行き届いてゐない、潜在的な子ども達も多い。
- 日中一時の単独型の単価が高すぎる。→5人定員のところが、夏休みは多くなつてしまつたり、1人であるとコストがかかりすぎるよゐで、なかなか受け入れられなかつたりといゐ問題がある。
- 十分に受け入れようとするよゐと、赤字になつてしまゐ。→考える必要あり
- 16時までの所（契約上）が、午前だけ・午後だけといゐケースについてはどうなのか。
- 市長さん、市会議員さん、市職員さんをもっと施設を実際に見て、職員や利用者とな膝を突き合ゐせて直接に話を聞く機会を是非作つて欲しい。
- 今回のよゐなアンケート調査について、市長さんや市会議員さんにも目を通してほしい。
- 一方通行にならず、何らかの回答も貰ゐたい。無理な点はそう回答してほしい。
- ヒアリングが今回初めて開催されるのは、いい機会だと思ゐ。
- 以前、就労支援部会があり、年数回意見交換出来てゐましたが、現在、それに類する会合はない。施設間の情報交換や友好にも結び付く機会だと思ゐるので、施設が集まり、懇談する機会を作つてほしい。
- そうした部会を他部門の職員さんや市会議員さんにもオブザーバー的に入つてもらゐ、福祉施策に役立ててもらゐたい。
- 「移行」、「A型」、「B型」の違いを知らない議員さんがゐるのではないかと思ゐが、一度アンケートして、市内の全ての施設を見学してほしい。
- 「障がい者の理解」、「地域共生社会」、「権利擁護」、「差別」、「災害時。緊急時の支援」等々、見て、話を聞いてこそいい考ゐが出てくると思ゐ。
- 政策を立案する、監査する立場にある人は、内容を熟知してゐる必要があるのではないか。→事業所などのことを知つてもらゐる機会をもっとつゐつてほしい。
- 障害者支援に携ゐる事業所には多くの法人があるが、社会福祉法人には地域に向けた独自の取ゐり組ゐが求められると思ゐ。しかし、行政も社会福祉法人自体も、その意識は薄い。
- 社会福祉法人としてすべきことが明確に示され、実施の有無により加算や減算対象とするなど、社会福祉法人としての独自事業を評価する形を行政主導で行つてほしい。
- 本アンケートの項目を網羅するのは困難と思ゐ。個別に取ゐり組ゐむことに加え、成年後見の充実を図つてほしい。成年後見業務のうち、もっと身上監護に重きをおく必要がある。
- 市民後見人講座を充実させ、地域で支ゐる仲間を増やす取ゐり組ゐが必要と思ゐ。
- 障害児（者）の健全育成のための発達支援の充実（精神系）→一番大事。年齢関係なく、潜在

的な人をどう掘り起こして社会に結び付けるかが重要。

- 訪問系サービスの充実（眠れる障害者の掘り起こし）安否確認、緊急連絡網、声掛け運動、ヤクルト、新聞、牛乳、外出通院交通費一部補助
- AB型事業サービス（A型とB型の間）の新設（労基法適用のない最低賃金の半額程度保障）
- 保険、医療、福祉合同協議会（例 自立支援部会）
- 意思決定尊重及び成年後見制度の活用啓発
- 障害ある者に対するトレーニング、体育指導
- 利用者（障がい者）に対する重層的支援
- 障害、高齢、児童の三つの融和的機能を有した福祉総合サロンプラザ（ノーマライゼーション）
- 日中活動と居住（すまい）をサポートする人・物の制度化（特に高齢障害者）
- グループホーム（居場所づくり）の充実（地域サポーター、関福大学生ガイドヘルパー、公的住宅の活用）
- バリアフリーマップの作成（点検） チェックと可視化
- 空き家、空き店舗活用
- 地域貢献ポイント
- バリアフリー推進特区の選定
- 赤穂市独特のものが欲しい。→これを皆でやっていく
- 新しいものを赤穂型で発信してほしい。（全国一緒では意味が無い）
- 支援センターが出来たのは大きい。
- 障がいを持った人が特別な存在ではなく、すべての赤穂市民と同じ立場で生活ができるよう、支援をつないで生きづらさの軽減につなげていけたらと思う。思いを文章にする事は難しく、意図が伝わらないかもしれないが、不明なところがあれば連絡をいただけたらありがたい。
- 障がいを取り除く事は難しいが、障がいを理解して共存しながら楽しい生活を送る事は、小さい時からの支援、適した環境を整える事など、支援を繋ぐことで可能になる。
- だれもが豊かで楽しい人生が送れるよう、官民などの隔たりを取り除き、支援が必要な時に必要な支援が継続して受けられるよう、関係各所で力を合わせていきたい。
- 被保護者や生活困窮者を支援していく中で、障がいがある人の中にもトラブルメーカーが少なからず存在する。触法とまではならないが、問題行動等のある障がいのある人への教育・指導や対応についても障害者施策として検討をお願いしたい。
- 学校等で毎年、車椅子体験、目隠し体験で障がいのある方の生きにくさ等を体験しているが、目に見えない知的障害や発達障害などの、気持ちが理解できる福祉教育を実施することで、誰にでもやさしい地域社会の実現の一つになると思う。